運営指導における主な指摘 事項について (第2部 算定編) 【指定(介護予防)訪問看護】

> 福祉局指導監査部指導第一課 介護機関指導担当



今回の内容

4 報酬・算定に関する基準

① 初回加算	⑥ 特別管理加算
② 早朝・夜間・深夜の訪問看護の取扱	⑦ ターミナルケア加算
③ 複数名訪問看護加算	⑧ 退院時共同指導加算
④ 長時間訪問看護加算	9 看護体制強化加算
⑤ 緊急時訪問看護加算	⑩ サービス提供体制強化加算

5 算定編 まとめ



- ①<初回加算>
- ◆指摘事例
- 〇新規に訪問看護計画書を作成せずに、初回訪問看護を行い初回加算を 適用
- 〇前回のサービスから歴月で二月経過していない利用者に対し初回加算 を適用
- ○医療保険に引き続き介護保険からサービス提供している利用者に対し、 初回加算を適用

◆ポイント

- ☆新規に計画書を作成した利用者に対して訪問看護を行った場合は加算 が可能
 - ⇒初回訪問までに計画書を作成し、かつ同意が得られていることが必要3



- ①<初回加算>
- ◆ポイント
- ☆入院等でしばらくサービスの提供がなかった利用者へ、退院後またサービスを再開する場合など、暦年で2月以上サービスを提供していない場合に加算が可能
 - ⇒暦年の考え方は月の初日から月の末日までをいう。(日数だけで2か月分ではないことに注意)
- ☆医療保険による利用者が、引き続き介護保険による利用者となった場合 は算定不可



- ②<早朝・夜間・深夜の訪問看護の取扱>
- ◆指摘事例
- ○緊急時訪問を行った場合に、1回目の緊急訪問について早朝·夜間·深夜 訪問看護加算を適用

◆ポイント

- ☆居宅サービス計画又は訪問看護計画書上、サービス開始時刻が加算の 対象となる時間帯にある場合に算定できます。
- ☆一月のうち2回目以降の緊急時の訪問については適用可能 ⇒1回目の緊急時の訪問には加算不可
- ☆加算の対象となる時間は、早朝が6時から8時、夜間が18時から22時、 深夜が22時から翌朝6時。



- ③<複数名訪問看護加算>
- ◆指摘事例
- ○複数の看護師等による訪問看護について、居宅サービス計画、訪問看護 計画に位置付けられていない。
- ○複数の看護師等で訪問看護を行うことについて、利用者等の同意を得ていない。

◆ポイント

☆加算の要件は、

- 同時に複数の看護師等により指定訪問看護を行うこと
- •看護師等が看護補助者と同時に指定訪問看護を行うこと

〈続く〉



- ③<複数名訪問看護加算>
- ◆ポイント
 - ・看護師等が看護補助者と同時に指定訪問を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合で次のいずれかに該当する場合
 - イ)利用者の身体的理由により一人の看護師等による指定訪問看護が困 難と認められる場合
 - 口)暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - ハ)その他利用者の状況等から判断して、イ又は口に準ずると認められる 場合



- 4<長時間訪問看護加算>
- ◆指摘事例
- 〇特別な管理を必要としない利用者に対し、長時間訪問看護加算を適用。

◆要点

☆恒常的に1時間30分以上など真に必要な場合に算定可

⇒ ケアプランへの位置づけが必要

☆准看護師についての減算はなし



- ⑤〈緊急時訪問看護加算〉
- ◆指摘事例
- ○緊急時訪問看護を行うことについて、利用者の同意を得ていない
- ○訪問看護開始時には利用者の同意を契約書又は重要事項説明書等で確認したが、その後、利用者の意向に変更があった場合の同意を文書で得ていない

◆ポイント

☆利用者やその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にあり、その体制の届出を都に提出していることが必要

☆利用者・家族が緊急時の訪問を希望し、加算に同意した場合に算定可能



- ⑥<特別管理加算>
- ◆指摘事例
- ○主治医の指示書に、特別な管理を必要とする利用者の状態について記載がない。

◆ポイント

☆特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする状態の 利用者に対して、事業者が『計画的な管理』を行った場合に加算できます。

☆特別管理加算は、一人の利用者に対し、1か所の事業所のみが算定可能です。



- ⑦ <ターミナルケア加算>
- ◆指摘事例
- 〇在宅以外で死亡した利用者について、ターミナルケア加算を適用

◆ポイント

☆加算の基準となるのは

- •ターミナルケアの体制を届け出ていること
- ・主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び 支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得る こと
- •ターミナルケアの提供については必要な事項が適切に記録されていること



- 4 算定に関する基準
- ⑦ <ターミナルケア加算>
- ◆ポイント

☆ターミナルケアの提供には、次の事項を記録する必要あり

- ア)終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録
- イ)療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及び これに対するケアの経過についての記録
- ウ)看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて、利用者及び家 族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録
- (注)一人の利用者に対し、一か所の事業所のみが算定可能



- ⑧ < 退院時共同指導加算 >
- ◆指摘事例
- 〇退院時共同指導の内容を、文書により利用者等へ交付していない
- 〇退院時共同指導の内容の文書を、退院後、訪問看護を行った日に利用 者に提供している
- ○退院時共同指導の内容を、訪問看護記録書に記録していない

◆ポイント

☆病院、診療所又は介護老人保健施設等に入院・入院中の者に対して、准 看護師を除く看護師等が、主治医等と連携して退院後の在宅生活におけ る必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算可能



- ⑧ < 退院時共同指導加算 >
- ☆特別な管理を必要とする方について、複数日に退院時共同指導を行った場合は2回に限り所定単位数を加算可能
- ☆本加算を算定する場合、初回加算の適用は不可
- ☆退院時共同指導の内容の文書は、入院中に入院施設等の医師や従業者 と共同して作成する必要あり
- ☆退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護記録書に記録する必要あり
- ☆退院後初回の訪問看護を行った月の同一月若しくは前月に退院時共同 指導を実施した場合に算定可能



- ⑨<看護体制強化加算>
- ◆ポイント 看護体制強化加算(I)、看護体制強化加算(II)いずれも
- ①算定日が属する月の前6月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50/100以上であること
- ②算定日が属する月の前の6月間において、指定訪問看護事業所における利用者総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が20/100以上であること



- ⑨<看護体制強化加算>
- ◆ポイント

看護体制強化加算(I)

③ 算定日が属する月の前12月間において、ターミナルケア加算を算定した 利用者が5名以上であること

看護体制強化加算(Ⅱ)

- ③ 算定日が属する月の前12月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること
 - ⇒以上各3点全てに適合した場合、看護体制強化加算(I)又は看護体制 強化加算(I)の適用が可能



- ⑩くサービス提供体制強化加算>
- ◆指摘事例
- 〇看護師等ごとの研修計画を作成していなかった。

◆ポイント

☆次の①~③の要件及び、次ページの④又は⑤を備えた場合は加算可

- ①すべての看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い研修 を実施すること
- ②すべての看護師等による技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること
- ③すべての看護師等に対し、健康診断等を少なくとも1年に1回、実施すること



⑩くサービス提供体制強化加算>

☆サービス提供強化加算(I)については、

④看護師等の勤続年数について、7年以上の者が30/100以上であること。

☆サービス提供強化加算(Ⅱ)については、

⑤看護師等の勤続年数について、3年以上の者が30/100以上であること。

以上の①~③及び④又は⑤の要件を備えた場合に加算対象となります。

※勤務年数の算定にあたっては、常勤換算方式により算出することとなっています。



- ◆ 加算の算定要件を正しく理解する
 - ⇒日頃より、利用者への適切かつより良いサービス の提供に向けた取り組みをお願いします!!

ご清聴ありがとうございました。